

非正規雇用 37.5% 最高に 昨年 目立つ働き盛りの置き換え

しんぶん赤旗 2017年2月2日(木)

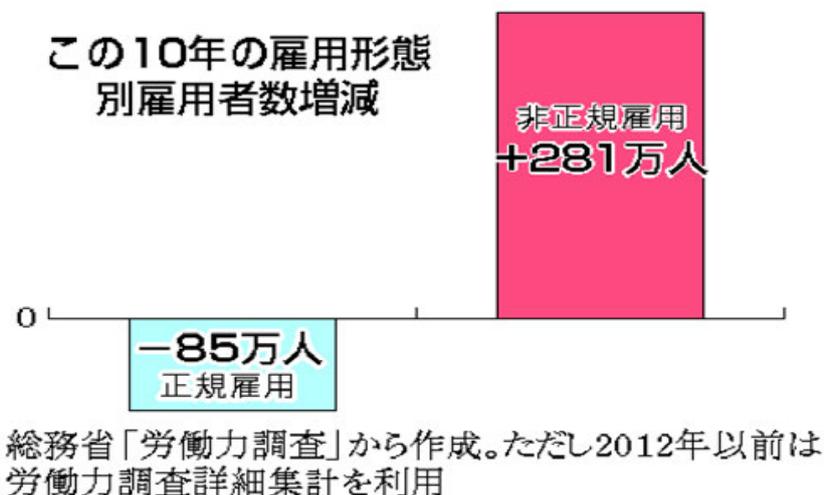
総務省が1月31日発表した2016年平均の労働力調査によると、役員を除く雇用者にしめる非正規雇用の割合が37.5%と調査開始以来、最も高くなりました。とりわけ35～44歳、55～64歳という働き盛り、ベテラン世代で正規から非正規への置き換えが顕著です。

この10年の推移を見ると、雇用者数は07年の5185万人から16年の5381万人へと196万人増加しました。しかし、雇用形態別に見ると、正規雇用は3449万人から3364万人へ85万人減少する一方、非正規雇用は1735万人から2016万人へ281万人も増えました。

年齢階層別に見ると、15～64歳という現役世代で正規雇用の減少、非正規雇用の増加が顕著です。現役世代では正規雇用は07年の3380万人から16年の3266万人に減りました。非正規雇用は1594万人から1716万人に増えました。

安倍晋三政権が発足する前の12年と16年を比較すると、35～44歳の層で正規雇用が41万人減少する一方、非正規雇用は15万人増加しました。55～64歳の層でも正規雇用が13万人減少する一方、非正規雇用は7万人増加しました。この層では16年の非正規雇用率は47.3%に上ります。

大企業の求めに応じて労働法制を改悪してきたことが非正規雇用の増加につながっています。働き盛り世代で、不安定・低賃金の非正規雇用が増加したことが中間層の疲弊の一因です。



貧困拡大隠す安倍首相 相対的貧困率の低下 実は中間層の疲弊

しんぶん赤旗 2017年1月29日(日)

安倍晋三首相は「アベノミクス」のもとで広がる格差と貧困の実態を覆い隠すのに躍起となっています。そのために利用しているのが「貧困率の低下」です。

2万4000円も可処分所得が減少

安倍首相があげるのは、2014年の「全国消費実態調査」

(総務省)の結果です。5年前の調査結果では10.1%だった「相対的貧困率」が9.9%に減ったというのです。

安倍首相は、この数字を根拠に、貧困層が豊かになったかのように言っていますが、それは違います。同調査で可処分所得が下から数えてちょうど10%に当たる人の可処分所得は、09年の134.7万円から14年の132.3万円へ、2万4000円も低下しています。

貧困層の所得が減ったのに、なぜ貧困率が低下したのでしょうか？ それは、貧困率の計算の基準となる「貧困線」が低下したからです。

相対的貧困率は、全国民を可処分所得(世帯員数による調整後の値)の順に並べたときに、真ん中の人の値(中央値)の半分の額を「貧困線」として、その貧困線を下回る人の割合として計算されます。同調査では、中央値が09年には270.4万円でしたが、14年には263.3万円になり、7.1万円も下落しました。このため、貧困線も135.2万円から131.7万円に3.5万円下がってしまいました。

所得は減ったのに「貧困層」から外れ

このため、先ほどあげた下から10%に当たる人の場合、09年には貧困層に計算されましたが、14年には貧困層ではないと計算されることとなります。自身の所得は減っているにもかかわらず、「貧困層」からはずれてしまったのです(表参照)。

貧困率が低下したのは、貧困層が豊かになったからではなく、むしろ、中間層の可処分所得が落ち込んだため、「貧困」が低所得層だけでなく中間層にまで広がってきたことを示すものです。日本共産党第27回大会決定でも指摘している「中間層の疲弊」が進んだ結果ともいえます。貧困率の低下をもって「アベノミクスの成果」と言い張れば、貧困の実態に目を閉ざすこととなります。

貧困線と可処分所得下位10%の金額の推移

| 年 | 可処分所得の中央値…① | 貧困線…② | 可処分所得下位10%の金額…③ | ③の人が「貧困」かどうかの判定 |
|------|-------------|-------|-----------------|-----------------|
| 2009 | 270.4 | 135.2 | 134.7 | ②>③なので「貧困」に該当 |
| 2014 | 263.3 | 131.7 | 132.3 | ②<③なので「貧困」に該当せず |

論戦ハイライト

安倍「働き方改革」 正体見えた

参院予算委 田村副委員長の質問

しんぶん赤旗 2017年2月1日(水)

31日の参院予算委員会で質問に立った日本共産党の田村智子副委員長。安倍内閣の「働き方改革」の危険な実態を浮き彫りにしました。

国際的に遅れた日本
田村「ILO条約批准
を」

厚労相「慎重に」

EU（欧州連合）では
労働時間の上限や「イン
ターバル規制」（連続休
憩時間＝11時間）を定
めているのに、日本は国
際労働機関（ILO）1
号条約（1日8時間、週
48時間労働）はじめ、
労働時間に関する10
の条約を一つも批准していません。

田村 労働時間という基本的な労働条件で国際基準を受け入れようとしていない。この政府の姿勢のもとで過労死という世界が驚く異様な事態が起きている。

塩崎恭久厚労相 わが国は三六協定の締結によって週48時間を超えて上限を定めることができるため、批准については慎重な検討が必要だ。

田村 現行と変わらなくていいという答弁だ。それで「働き方改革」ができるのか。

電通 過労自殺事件

田村「自己申告制が隠れみのに」

厚労相「通達が守られていない」

田村氏は、大手広告会社の電通に入社して1年足らずの高橋まつりさんが過労自殺した事件（2015年12月）を取り上げました。

労働基準法は労働時間について「1日8時間、週40時間」と定めていますが、労使で取り決める「三六協定」の特別条項があれば、大臣告示の上限基準「週15時間」「月45時間」「年360時間」を超えて働かせることが可能です。高橋さんは月130時間を超える残業時間があったにもかかわらず、「三六協定」（残業時間の上限月70時間）に収まるよう、労働時間を「自己申告」させられていました。

田村 労働時間を「自己申告制」とすることで「三六協定」さえ歯止めにもならなかったということだ。

塩崎厚労相（自己申告は）
労働時間管理があいまいになりがちである。

田村 自己申告制は長時間労働の隠れみのになっている。

厚労相の「4・6通達」（2001年）では、自己申告された

時間が実際と合致しているか、必要に応じて実態を調査するなど、労働時間について適正

日本とEUの働き方の違い

| | 日本 | EU |
|------------|---|-------------------------|
| 労働時間の上限 | 特別条項付きの36協定を結べば、時間外労働は制限なし(1年のうち半年間が上限) | 時間外労働も含めて週48時間まで |
| 翌日の出勤までの休息 | 法規制無し | 最低で連続11時間の休息時間確保が義務 |
| 賃金格差 | 非正規は正社員の6割程度 | 「均等待遇」で法規制。非正規は正社員の8割程度 |

自己申告制により始業・終業時刻の確認および記録を行う場合の措置

- ア 自己申告制を導入する前に、その対象となる労働者に対して、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。
- イ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施すること。
- ウ 労働者の労働時間の適正な申告を阻害する目的で時間外労働時間数の上限を設定するなどの措置を講じないこと。

な管理を企業側に義務付けています。

田村 電通が労働時間の管理を徹底していたら、高橋まつりさんを死にいたらしめることはなかったのではないかと。

厚労相 通達が守られていないということに問題がある。

田村 事件を繰り返さないと言うなら、労働者一人ひとりの労働時間を適正に管理する責任を企業に徹底する。厳正な実施を求めることが必要ではないか。

安倍首相 自己申告により把握する場合、実際に働いた時間と自己申告により把握した時間との間にかい離があってはならない。昨年に策定したガイドラインに基づき監督、指導を徹底していく。

残業代ゼロ法案

高度プロフェッショナル制度

厚労相「時間規制を外し
成果で評価」

◆1日8時間、週40時間の労働時間規制はない

◆働いた時間に応じた賃金支払い義務はない

田村「過労死も自己責任
にされる」

◆時間外割り増し賃金（残業代）支払義務はない

◆休日・深夜割り増し賃金支払い義務はない

田村氏は、政府の残業代ゼロ

法案（労働基準法改定案）について、労使で決める「みなし時間」を超えて働いても残業代が払われない「裁量労働制」の対象業務が拡大されることを追及しました。

今回の改定で、専門業務、企画業務に加えて新たに「課題解決型提案営業」が対象となります。

田村 電通で高橋まつりさんの行っていたインターネット広告に関する企画・提案の業務がこれに該当する。

厚労相 適用対象は、大臣告示で3年ないし5年程度の職務経験をへた人だ。新入社員の高橋さんは対象にならない。

田村 広告業務全体は対象になりえないということか。

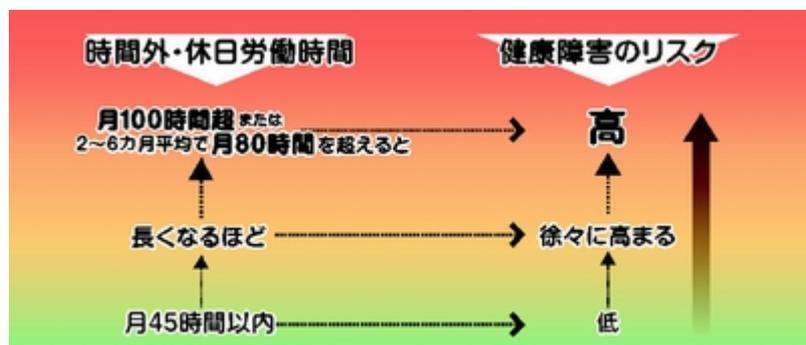
厚労相 企業全体のイメージ戦略をどうするかという大きな話の場合にはありえるかもわからない。

田村 いまの電通に「裁量労働制」を適用したら、労働者全員「残業代ゼロ」になる。

企業の労働時間管理の責任をさらに後退させるのが、時間でなく成果で評価する「高度プロフェッショナル制度」です。

田村氏の質問に塩崎

氏は「労働時間の規制は、適用除外する」と言明。田村氏が、深夜・休日労働の割増賃金の支払い義務がある「裁量労働制」との違いを聞くと、塩崎氏は「“高度プロフェッショナル制度”は残業代込みの年俸制だ」と述べ、時間外労働の割増賃金さえないことを認めまし



た。

さらに同制度には、労働時間や業務のやり方に使用者が具体的に指示することを禁じる規定がありません。

厚労相 裁量労働制以上に労働時間などについて、労働者に裁量をまったく委ねる制度になっている。

田村 （裁量に委ねるといふ）条文すらない。成果をあげるために長時間労働へと駆り立てられていく。過労死さえも自己責任にされてしまう。

政府の検討する残業時間の規制が、繁忙期には過労死ライン（月80時間）を超える、「月100時間、2カ月平均80時間」を上限にすると報道されています。

田村氏は「過労死ラインまで働くことを法律で認めるのと同じだ。絶対にやってはならない」と強調。繁忙期であっても大臣告示（週15時間、月45時間、年360時間）以内にするべきだと求めました。安倍首相は「働き方改革実現会議でこれから検討していく。過労死ラインをクリアすることが前提だ。さまざまな視点から議論していく」と答えました。

法令違反のヤマトHD社長

働き方懇談会に参加

田村氏追及

田村氏は、「不払い残業」への厳しい対処が求められるとして、ヤマト運輸の支店（神奈川県）が不払い残業の是正勧告（2016年8月）を受けた問題をとりあげました。

同社の支店では、時間外割増賃金未払いの是正勧告や、過労死、過労自殺の認定など、法令違反が相次いできたと指摘し、「特段の厳しい措置が必要だ」、「事業所のもぐらたたきではなく、本社に厳しい措置を」と求めました。

安倍晋三首相は「本社にしっかり入って、働かせ方を徹底的に調査していかなければならない」と答弁しました。

田村氏は、法令違反を繰り返してきたヤマトホールディングスの社長が、塩崎厚労相による指名で厚労省の懇談会「働き方の未来2035」のメンバーに入っていると指摘。塩崎氏は「法令違反しているかは別問題」、「経営の立場の方としてご意見を聞く一人」と正当化しました。安倍首相は「働き方にかかわることであれば考慮していく必要がある」と述べざるを得ませんでした。

田村氏は『働き方改革』の“底”が見えた、「企業犯罪を犯すような（企業の）トップの意見をありがたがって聞くような『働き方改革』ではだめだ」と批判しました。

日立 巨利上げリストラ

田村 人権侵害やめさせよ

首相 違法行為許されない

田村氏は、巨額の黒字を出しているにもかかわらずリストラを断行している企業があると追及しました。なかでも日立製作所は2015年3月期に史上最高益を記録し、内部留保も3・3兆円を超えている一方で、「利益率達成のため」として15、16年に6000人の人員削減を進めています。仕事を取り上げ、「ベテランはいらない」「（日立での仕事にこだわっている限り）面談を続ける」など人権侵害の退職強要を行っています。

田村 利益を上げるため、経営強化のためといえばこんな理不尽なことが許されるのか。

安倍首相 ことさら多数回、長期にわたるなど、自由な意思決定が妨げられるような状況での退職勧奨行為は違法な権利侵害となるとの裁判例があるように、企業において違法な退職勧奨等が行われることは許されるものではない。

田村氏は、「日立に対し直ちに聞き取りなど行って、実態を調査するべきだ。経営者の失敗を労働者に押し付けるのは立派な改革とはいえない。『働き方改革』というなら労働者の権利に立って、企業の雇用責任をきちんと問うべきだ」と求めました。

“安倍政権の正体見たり”反響次々

31日の参院予算委員会で過労死・長時間労働問題を追及した日本共産党の田村智子議員の質問に「(共産党の)議員が増えるというのはこういうことなのかと思った。迫力があってすばらしかった」(京都府内の女性)などの感想・激励が相次いで寄せられました。

身内のヤマト運輸社員が疲れ果て過労死を心配しているという東京・世田谷区の女性は、田村議員の追及に安倍晋三首相や塩崎恭久厚労相が「オタオタしていた」と述べ、『働き方改革委員会』にヤマト運輸の社長を入れるなど、とんでもないことだ」と電話で怒りをあらわにしました。

ラジオで聞いた愛知県の男性労働者は、「何度も『その通り』とうなずきながら聞いていた。ブラック企業に後押しされる安倍政権の正体見たりという思いだった」と語りました。

外資系企業での勤務経験を持つ「自民党员」という男性は、「本人希望」で裁量労働制が強化される「高度プロフェッショナル制度」について、「この制度を選択しないと昇格や昇給が不利となり、昇格権・昇給権は企業が握るので、オーバーワーク社員を増産します」と警告。「他の過労死の犠牲者を出さないようにしていただくことを心から祈ります」と訴えるメールを寄せました。

過労死まで自己責任 安倍「働き方改革」 月45時間 残業上限規制を

参院予算委 田村副委員長が追及

しんぶん赤旗 2017年2月1日(水)

「安倍内閣の『働き方改革』では、過労死も自己責任にされてしまう」。日本共産党の田村智子副委員長は31日の参院予算委員会で、電通新入社員の高橋まつりさんの過労自殺事件に触れて安倍内閣の「働き方改革」を追及し、労働時間管理の徹底と上限規制を求めました。

残業時間は、厚生労働大臣告示で月45時間などとされていますが、労使で「三六協定」を結べば際限なく延長できます。電通は、「三六協定」で残業上限を月70時間に設定。しかも、労働時間を自己申告制にして、高橋さんは月70時間以下になるよう過少申告させられていました。

田村氏は「自己申告制は長時間労働の隠れみものになっている」と指摘。労働時間の適正把握を企業側に義務付けた厚労省の「4・6通達」(2001年)に反するとただしました。

塩崎恭久厚労相は「通達があっても守られていないことに問題がある」と答弁。安倍晋三首相は「厚労省が今月、策定したガイドラインに基づいて監督指導の徹底をはかっている」と答えました。

田村氏は、安倍内閣が提出している「残業代ゼロ」法案(労働基準法改定案)に盛り込

まれた「高度プロフェッショナル制度」導入と、裁量労働制の対象拡大について追及。あらかじめ決められた時間しか働いたと見なされない裁量労働制が拡大されれば、高橋さんのような広告営業も対象になると指摘しました。安倍首相は「相当絞られる」というだけで否定できませんでした。

塩崎厚労相は、成果で評価するという「高度プロフェッショナル制度」について、時間規制が適用除外になり、成果を評価されると答弁。田村氏は「成果が出るまで働くことが求められる。過労死も自己責任になる」と批判しました。

さらに、田村氏は、安倍内閣が残業時間の上限について過労死ライン（月80時間以上）を上回る方向で調整していると報じられている点を批判し、「大臣告示を法制化すべきだ」と主張しました。安倍首相は「(労働時間の) 上限を決めるにあたっては、過労死基準をクリアすることは前提だ」と答えました。

残業の規制

原則：残業は禁止

労働基準法 32 条 労働時間は1日8時間・週40時間まで

例外：三六協定で残業は可能に

大臣告示

残業は週15時間、月45時間、年360時間まで
ただし・・・特別条項を付ければ制限無く残業可
(1年のうち半年が上限)

NHK 日曜討論 笠井政策委員長の発言

しんぶん赤旗 2017 年 1 月 30 日(月)

日本共産党の笠井亮政策委員長は29日のNHK日曜討論で、第3次補正予算・来年度予算、トランプ米政権への対応、文部科学省の「天下り」問題、「共謀罪」法案について、各党の政策責任者と議論しました。

予算案

軍事増、社会保障減から転換を

予算案に関して、日本経済と国民生活の現状認識を問われた自民・茂木敏充政調会長は「アベノミクスは順調に推移している」、公明・石田祝稔政調会長も「アベノミクスの効果が表れてきているのは間違いない」と述べました。

笠井氏は「国民にはその実感はない」と述べ、大企業の内部留保が386兆円と過去最高となる一方、実質賃金は4年前に比べて年収で19万円も減り、家計消費は15カ月連続でマイナスになっていることを指摘。「富裕層に富が集中する一方、中間層が疲弊し、貧困層が拡大している」と語りました。

笠井氏は「格差と貧困をただして中間層を豊かにする方向に、経済政策の根本を据えるべきだ」として、税の集め方・使い方や働き方の転換、大企業と中小企業の格差是正など、「経済に民主主義を貫く改革をする必要がある」と提起しました。

民進・大串博志政調会長は、補正予算で赤字国債を追加発行するのはリーマン・ショック以来であり、「アベノミクスの限界が露呈している。本予算も国民の将来不安を払しょくする内容にはなっていない」と批判しました。

茂木氏は社会保障削減を『自然増』を5000億円に抑制できた。良い形にまとめることができた」と誇りました。

笠井氏は、アベノミクスの行き詰まりで税収が落ち込み、社会保障費を、高齢化に伴う自然増まで概算要求より1400億円も削って5000億円に抑え込む一方、軍事費は5年連続で5兆円を超え、海外派兵型の装備を増強していると批判し、「こういうやり方はきっぱり中止し、社会保障の充実に向かうべきだ」と主張しました。

トランプ新政権 米国追随から対等・平等の関係に切り替えを

続いて、米国のトランプ新政権への対応や今後の日米関係が話題になりました。

安倍晋三首相とトランプ大統領との日米首脳会談が2月10日に決まったことを受けて、自民・茂木氏は「先進国の中でもかなり早いタイミングだ。日米の絆を再確認し、関係を深化させていく」と表明しました。

笠井氏は「世界一の超大国のリーダーが、軍事、経済の両面で自国の利益や金持ち中心主義を押し付けることは非常に危険だ」と警鐘を鳴らしました。

「世界で1%の富裕層・大企業のためでなく、99%のための政治が問われている中で、トランプ大統領の『米国第一主義』は正反対の方向だ」と指摘。『アメリカファースト』に対し、安倍首相の『日米同盟ファースト』というのが一番悪い組み合わせになる。とんでもない道に引き込まれることになる。日米同盟第一でいいのか、真剣に問い直すときだ」と語りました。

笠井氏は「異常な米国いいなり、追随外交を根本から見直し、対等・平等・友好の日米関係に切り替えることが、これまでも増して大事になっている」と強調しました。

トランプ氏が環太平洋連携協定（TPP）に代わり2国間協議を推進する方針を示していることについて、民進・大串氏は「昨秋、TPPを強行的に採決・承認したことは非常に下策だ。（トランプ氏から）さらに譲歩してくれと言われることになる」と述べました。

自民・茂木氏は「野党のように悲観的、疑心暗鬼になると2国間関係はうまくいかない。大きな枠組みの中でどう協力するか、ウィンウィン（相互利益）の関係はつくれる」と主張。2国間協議も「排除しない」とし、「通商だけでなく広い範囲でどう協力できるか、協

議する方が建設的だ」と語りました。

笠井氏は「2国間交渉でさらに乱暴な譲歩を迫ってくるトランプ政権に対して、経済主権や食糧主権を守る立場で対応できるかが問われる」と指摘。TPPでは、農産物重要5品目で無傷なものはないことが国会審議で明らかになり、日米の並行協議でも秘密合意があるとされるなか「トランプ政権側から2国間協議をやられたら、あらゆる分野でとんでもないことになる。国民生活と経済主権を売り渡すような不公正な交渉を許さない立場でしっかり臨むことだ」と求めました。

TPPについて、公明・石田氏は「総理も『粘り強くメリットを話す』と言っているので、まずは首脳会談でそれをやってもらいたい」と、固執する姿勢をみせました。

日本維新の会の浅田均政調会長も「TPP合意をスタートラインに、できるだけそこに引き付けていく形で、日本に有利にもっていきよう、他のTPP参加国と協力していくべきだ」と述べました。

「天下り」あっせん 原則自由化した安倍政権の責任重大。根絶を

文部科学省の組織的「天下り」あっせん問題について笠井氏は、「予算の配分権限を持っていた人が、助成金を有利に受け取る側にいく。特権高級官僚が退職後も行政をゆがめるという政官業の癒着の典型的な話で、絶対に許されない」と批判しました。

2007年までは、離職後2年間は職務と関係のあるところへの天下りは原則禁止されていたのに、第1次安倍政権が原則自由に変えてしまったもとの今回の事件が起きたことを指摘し、「大本をしっかりと改めないといけないところに来ている」と強調しました。

民進・大串氏も「笠井さんがいうように、第1次安倍内閣の公務員制度改革が、天下りに関して規制緩和したことが一番大きな根本問題」と述べました。

自民・茂木氏は「法律が不十分というより、法律に違反したことが問題」と言い訳。これに対し、笠井氏は「その法律がザルだということだ。あっせん禁止とか罰則付きかどうかではなくて、政官業の癒着を生むような天下りそのものの根絶に踏み込まないと解決できない」と述べました。茂木氏は「そのようにさせていただきます」と応じました。

「共謀罪」法案 名前変え、対象絞っても憲法違反の大悪法

安倍内閣が国会提出をねらう「共謀罪」法案について、自民・茂木氏は「テロを防止するために国際組織犯罪防止条約に入る必要があるが、日本には国内担保法がないため条約を締結できない」と表明。「共謀罪といわれるものには懸念も強かったが、新しく『テロ等準備罪』をつくる」「犯罪件数も六百数十件から相当絞り込まれる」「(処罰対象となる)集団は、暴力団や麻薬密売、テロ組織に限定する」と述べました。

民進・大串氏は、国際組織犯罪防止条約は国連がいうテロに関する条約に入っておらず、

共謀罪をつくった国はたった2カ国だと指摘し、「国民に偽りの説明をして通そうとしている」と述べました。

笠井氏は「テロ等準備罪というが、政府が恣意（しい）的に犯罪集団を認定する危険がある。準備行為とは何かも明確でない」と指摘しました。

これまで676とされた対象犯罪を300程度に絞ることについても笠井氏は、テロに関するものは167で、それ以外も含めて「『テロ等』の名で結局、準備行為が罰せられることになる」と強調。「名前を変えても対象を絞っても、過去3回廃案になってきた共謀罪と変わりはない。実行行為のみを処罰する刑法の原則と思想信条の自由を保障した憲法に違反する大悪法だ」と批判しました。